

意見書案第5号

新型コロナウイルス感染症の対策強化を求める意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出する。

令和 3年 3月18日

取手市議会議長

齋藤久代 殿

提出者 取手市議会議員 小池悦子

〃 〃 遠山智恵子

〃 〃 細谷典男

新型コロナウイルス感染症の対策強化を求める意見書（案）

新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた対策として、ワクチン接種が開始される中、合わせて幅広いPCR検査の実施が重要な対策となります。

政府は、3月5日に新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針を改定し、高齢者施設に対する社会的検査とともに、「再度の感染拡大の予兆や感染源を早期に探知するため、幅広いPCR検査等（モニタリング検査）やデータ分析を実施する」と新たに明記しました。

また、基本的対処方針の改正概要でも「各地域においてクラスター等の封じ込め及び接触機会の低減を図り、感染拡大の速度を抑制する」と記されています。新規感染者数が減少傾向にあり、検査能力に余裕が出てきている今こそ、コロナ封じ込めのための大規模検査の実施が必要です。その大規模検査を行う場合には、接触者の追跡を専門に行うトレーサーの大幅増員や保健所の人員・体制の抜本的な拡充も必要となります。また、ホテル等を借り上げた宿泊・療養施設の整備とそこへの医療スタッフの配置に国・県が責任を持ち、健康観察やケアの提供に万全を期すことも不可欠です。

茨城県には、県民の命と健康を守り、社会・経済機能を維持するためにも、今後、市町村がワクチン接種の取組に追われていく中、検査体制に責任を持つ県の役割として、大規模検査（無症状感染者の早期発見と保護体制整備）の実施を強く求めます。

以上のことから、地方自治法第99条の規定により、下記の事項について意見書を提出します。

記

- 1 社会的検査を高齢者施設とともに医療機関・障害福祉施設などにも広げ、職員に対して頻回・定期的（週1回程度）に行い、対象を利用者にも広げ、感染防止を図ること。
- 2 県独自のモニタリング検査の実施を図り、検査件数を抜本的に引き上げること。
- 3 変異株の疑いを確認する検査の割合を大幅に引き上げること。

令和 3年 3月 日

茨城県取手市議会

【提出先】茨城県知事